

トライアル・サウンディング募集要項

1 概要

トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後には、施設の立地条件、使い勝手、施設の課題等をフィードバックし、公共施設の今後の活用方針の検討につなげることを目的としています。

対象となる旧いちい信用金庫天王通支店の土地・建物は、本市の歴史的な町並みを残す歴まちエリアの骨格軸である天王通り沿いと、本町筋の西側に位置し、観光拠点となる津島市観光交流センターに隣接しています。この土地・建物は昨年度取得し、シビックプライド醸成拠点として、観光交流センターや周辺との相乗効果によるにぎわい・活性化に寄与することが期待されています。

本要項は、旧いちい信用金庫天王通支店においてトライアル・サウンディングを実施し、そのために必要な事項を定めるものです。

2 対象施設

(1) 施設名称

シビックプライド醸成拠点（旧いちい信用金庫天王通支店）

(2) 場所

津島市天王通り 2 丁目 18 番地

(3) 構造規模

鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建（昭和 63 年竣工）

(4) 利用可能スペース

※利用できるスペースは日によって異なります。詳細は「(参考資料) スペース割」を参照してください。

※本公募に先行し、令和 5 年 9 月から 10 月にかけて行われた市民参加型ワークショップにて、当施設で「トライアル企画大作戦」を実施することとなりました。そのため、利用可能スペースが日によって異なっています。あらかじめご了承ください。

(5) 設備

電気 有 / 上下水道 有 (※) / ガス 無 / 空調 有 / トイレ 有
Wi-Fi 有

※しばらくの間使用していない建物であるため、調理や飲食には使用できません。

3 応募方法

(1) 募集スケジュール

実施事項	実施日
実施要項の公表	令和5年12月1日（金）
応募期間	令和5年12月1日（金）から令和5年12月17日（日） 必着
利用可能期間	令和6年1月11日（木）から令和6年1月14日（日） 午前9時から午後5時を基本とし、それ以外の時間については要相談。
利用後随時	トライアル・サウンディングに関するアンケートやヒアリングなど

(2) 申込

以下の申込フォームから申込してください。

(<https://docs.google.com/forms/d/1F-eiYX05P0NOZznd0JH1pUMwcJXM3e4NJZJnebL0MJc/edit>)

上記で申込ができない場合は、**別紙1**の「申込書」及び**別紙2**の「誓約書」に必要事項を記入し、「9 問合せ先」へメールもしくは郵送で提出してください。なお、FAX は不可とします。

飲食の提供を行う場合は、法令に従い、津島市での出店に有効な露店営業の食品営業許可証（屋内）の写し、もしくは「食品営業届出」を行ったことがわかる書類（写しでも可）を提出してください。この場合、申込書類とともにメールもしくは郵送で事務局へ提出するか、上記の申込フォームで申込を行ったのち、別途事務局あてにメールもしくは郵送で送付しても構いません。



(3) 現地確認及び事前相談

現地確認又は事前相談は令和5年12月1日（金）から受け付けます。希望される場合は、津島市都市計画課マスタープラン推進室へ電話（0567-55-9357）もしくはメール（toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp）にて連絡してください。ただし、現地確認及び事前相談の対応時間は津島市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。

4 申込者の資格要件等

(1) 申込者の要件等

申込者は、次のいずれも満たすこととします。

- ア 法人、団体、個人を問いません。(2者以上が共同で申し込むことも可能ですが、必ず代表者を決めたくえで申込みしてください。)
- イ 事業の趣旨を理解し、出店にあたってヒアリングやアンケートへの回答など、事業にご協力いただける方
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律737号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にあるものでない方

(2) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。

イ 法令等の順守

申込者は、申込に当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、利用における法令適合のリスクを負うこととします。

5 提案の要件等

(1) 提案の内容

提案の内容は、次のいずれも満たすこととします。

- ア 将来の本格的な活用を視野に入れ地域の活性化や賑わいの創出に資するものであること。(飲食、物販、ワークショップ、教室など)
- イ 本市の財政負担を伴わないものであること。
- ウ 多くの方が購入・参加・立ち入りできるものであること。
※町内会や団体の会議などの特定の者しか参加しない内容、団体等の事務所の利用は不可とします。

(2) 提案の対象外となるもの

- ア 公序良俗に反するもの。
- イ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの。
- オ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの。

(3) 利用可能期間

利用可能期間は、令和6年1月11日（木）から令和6年1月14日（日）の4日間とします。

※複数日でも構いません。

(4) 利用可能スペース

詳細は「(参考資料) スペース割」を参照してください。

※日によって利用できるスペースが異なります。

(5) 利用時間

利用時間は、原則として午前9時から午後5時までの時間帯とします。これ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否の判断をするものとします。

また、搬出入も申込時に申請した利用時間内で行ってください。

(6) 利用料等

トライアル・サウンディング期間中の使用料、水光熱費も含め無料とします。

(7) 駐車場

申込者（出店者）用の駐車場は、1者につき2台までとしてください。駐車場所は利用決定後に事務局より説明いたします。

(8) 備品

長机（幅150cm×奥行45cm×高さ72cm）5部、スタッキングチェア15脚を無料で貸出できます。日によっては追加で数部の貸出が可能ですので、詳細はご相談ください。

(9) ごみの処理

来訪者から出されたごみを含め、ごみは各申込者が必ず回収し、持ち帰って処理してください。

(10) 周知

割り当てられたスペース内や建物の敷地内（屋内外問わず）においてポスター等の掲示、イーゼルや立て看板での周知はできますが、来訪者や近隣の安全を必ず確保してください。特に屋外では風に飛ばされないよう、また頻繁に倒れないよう対策を行い、事務局から移動や撤去の指示を受けた場合は、速やかに従ってください。

(11) 留意事項

- ア 火気（ガスコンロ等）や煙が出るものは使用禁止です。
- イ 建物の水道水は調理や飲食に使用しないでください。飲食を提供する場合は、各自で水を用意してください。
- ウ 音響機器の使用を希望する場合は、事務局に事前にご相談ください。
- エ 同期間に他の申込者が出店している可能性があるため、互いに譲り合ってご利用ください。
- オ 使用前の状態に原状復旧してください。
(壁等の塗替えや建物を破損する行為はできません。)

6 審査等

(1) 審査

申込内容について、利用の要件を満たしているかを審査します。必要に応じて事務局よりヒアリングを行う場合があります。

(2) 結果通知

- ア 先着順で審査を行い、要件を満たせば申込から1週間以内に電話もしくはメールにて利用許可の連絡を行ったのちに後日利用許可書を交付します。要件を満たさなかった場合、もしくは先着順により申込された枠が埋まってしまった場合は、電話もしくはメールにてその旨の連絡をします。
- イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

7 利用開始等

(1) 利用開始

ア 利用許可書が交付された者は、申込内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 利用期間中は、利用許可書を携行し、本市職員から提示を求められた場合には、速やかに対応してください。

(2) 利用の中止

申込内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や、災害や悪天候等により建物を閉鎖せざるを得ないと判断した場合は、利用期間中であっても利用を中止することとします。利用を中止したことによる損害が発生した場合、事務局は賠償しません。

8 モニタリング及びアンケート

(1) モニタリング

利用期間中、必要に応じて事務局が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) アンケート

利用期間終了後、事務局が実施するアンケートに協力するとともに、事務局がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

9 問合せ先

本要項について不明点がございましたら下記連絡先までご連絡お願いいたします。また、トライアル・サウンディング申込書の提出先も併記しております。

【事務局】

(本事業受託コンサルタント会社)

《日本工営都市空間株式会社 都市再生部 官民連携課 森定、西脇》

メールアドレス：tsushima-trial@n-koei.co.jp

電話番号：052-979-9562（森定直通）

《申込書提出先（郵送）》

〒461-0005

名古屋市東区東桜二丁目17番14号 新栄町ビル5階

日本工営都市空間株式会社 都市再生部 官民連携課 森定 行

【主催者】

津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室